

処遇改善手当支給規定

有限会社マミーホーム

介護職員等処遇改善加算の支給方法について

2025年4月1日より、介護事業所介護職員の処遇改善加算の支払い方法を、下記の通り取扱いますので、対象職員の方へご周知願います。

— 記 —

1. 介護職員等処遇改善加算金

- 処遇改善手当1…4月分より毎月処遇改善手当の一部を支給する。
- 処遇改善手当2…毎月の処遇改善手当を差し引いた分を、年3回支給する。
 - ①4月、5月、6月、7月分を8月末日に賞与として支給
 - ②8月、9月、10月、11月分を12月末日に賞与として支給
 - ③12月、1月、2月、3月分を3月分給料に処遇改善手当調整分として支給
- 介護福祉士手当を支給する。(1時間30円～50円)
- 介護福祉士試験受験料を支給する。(1年度のみ)
- 会社指定の研修費用、受験料(1回のみ)を支給する。会社認定の場合のみ日当、交通費を支給する。

2. 処遇改善加算対象事業所

対象事業所は、次の4事業所とする。

- ① デイサービス松島マミーホーム
- ② スマイルマミー
- ③ デイサービス梅の宮マミーホーム
- ④ グループホーム梅の宮マミー

3. 給与時の取扱い

処遇改善手当として、対象要件を満たす職員へ支給する。

■対象要件

次の①～②の要件を全て満たす者

- ① 2の対象事業所に所属する者
- ② 支給月までに退職届を出している者

■支給金額…法人規定(勤務時間、介護福祉士資格の有無、勤務個別評価、送迎、レク等の運転、土日祭日の出勤日数、役職等)による。

■中途採用者・休職者・所属異動者・雇用形態変更者については、勤務時間を計算して支給する。

■対象となる月の勤務時間の合計により算定する。年休・特別休暇・欠勤・有給の取扱いについては、控除対象とする。

■パート職員に関しては、時給に処遇改善手当として加算することとする。支給額は、法人規定(勤務時間、介護福祉士資格の有無、勤務個別評価、送迎、レク等の運転、土日祭日の出勤日数、役職等)による。

4. この規定は、2025年5月1日より施行する。